

- 代表取締役 松川 芳則
熊本県知事許可（般－13）第15224号
- 3 被処分者が許可を有する建設業
建築一式工事業、大工工事業、左官工事業、とび土工コンクリート工事業、屋根工事業、管工事業、塗装工事業、内装仕上工事業
 - 4 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく管工事業の許可の取消し
 - 5 処分の原因となった事実
株式会社エム・ユー・エイは、平成14年1月17日に行った建設業許可申請において、平野守氏が営業所における管工事業の技術者として専任の状態に勤務していないにもかかわらず、営業所の専任技術者として業務を行っているように証拠書類を偽造し、管工事業の許可を取得した。
このことが、建設業法第29条第1項第5号に該当すると認められる。

熊本県公告第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成15年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字島田字東無田屋敷379番3
325.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東本町8番4-55号
黒田 時枝

熊本県公告第129号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、事務所の所在地が確知できないため、次のとおり公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても、何ら申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。

平成15年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

宅地建物取引業者
商号又は名称 サニー開発
代表者氏名 松尾 達弘
免許証番号 熊本県知事（1）第4285号
免許年月日 平成14年10月21日

登載依頼**熊本県立美術館協議会公告第2号**

熊本県立美術館協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成15年2月24日

熊本県立美術館協議会

会長 三 浦 洋 一

- 1 開催日時
平成15年3月14日（金）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市二の丸2番
熊本県立美術館本館 会議室
- 3 議題
(1) 平成14年度事業報告について
ア 展覧会活動
イ 教育普及活動
ウ 美術品収集
(2) 平成15年度事業計画案について
ア 展覧会活動
イ 教育普及活動
(3) その他
- 4 傍聴者の定員